

相談
急増中!

定期購入トラブルにご注意を

【事例1】

スマホで SNS の広告を見て約 1000 円のニキビ用クリームを注文し、コンビニ払いで代金を支払った。

2 週間後また商品が届き、約 5000 円の請求書が入っていたので販売業者に連絡すると、「定期購入なので最低 5 回受け取らないと解約できない」と言われた。

(当事者：高校生)



通信

1 月
vol.123

役場町民課
消費生活センター
☎ 27-1958 (直通)
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



【事例2】

ネット通販で「初回 300 円、○日間解約保証」と表示されたダイエットサプリを注文した。

効果を感じられなかったので解約保証期間内に解約を申し出ると、通常価格 1 万 5 千円の支払いが必要と言われた。そのような規約は気付かなかった。

(当事者：60 代)

- ◆ 「初回 100 円」など大幅に安い価格にひかれ「1 回だけ」のつもりで化粧品やサプリメントを購入したところ、実際は定期購入が条件だった、という相談が多く寄せられています。
- ◆ その他、最低○回は続けなければいけない、中途解約の場合は定価で購入しなければいけない、解約は次回発送日の○日前までに申し出なければいけないなど、さまざまな条件が定められているケースがあります。注文する前にしっかり確認しましょう。
- ◆ 「解約したいのに事業者に電話をかけても繋がらない」という相談も増えています。電話をかけた日時は記録しておきましょう。時間帯や曜日をかえても繋がらない場合は、メールや手紙など別の連絡手段を試してみましょう。受取拒否や放置は解決になりません。
- ◆ 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

11 月相談受付状況

件数	主な相談内容
7 件	電力・エアコンクリーニング・化粧品の定期購入・架空請求メール

若者向け相談強化デー

令和 3 年 1 月 15 日 (金) 午前 9 時～午後 5 時

0254-27-1958

- この日は時間を延長して相談を実施します。
- 通常通り、どの年代の方からのご相談もお受けします。